資料３

こども性暴力防止法の制度対象について

目次

- 論点①　対象事業の範囲 …… 3
- 論点②　対象業務の範囲 …… 16
- 論点③　対象条例の範囲 …… 38

論点① 対象事業の範囲

１）制度対象

こども家庭庁

対象事業（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

○　学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）第２条第３項各号においては、学校設置者等について、次に掲げる施設・事業のとおり定めている。
○　同条第５項各号においては、民間教育保育等事業者について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】
○　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
○　専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】
○　幼保連携型認定こども園
○　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】
○　児童相談所
○　児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
○　指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
○　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○　家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】
○　専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
○　学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
○　民間教育事業

【児童福祉関係】
○　指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
○　児童自立生活援助事業
○　放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
○　子育て短期支援事業
○　一時預かり事業
○　小規模住居型児童養育事業
○　病児保育事業
○　意見表明等支援事業
○　妊産婦等生活援助事業
○　児童育成支援拠点事業
○　認可外保育事業

【障害児関係】
○　指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）

１）制度対象

論点① 対象事業の範囲

○　法の対象事業に関しては、学校設置者等の範囲は対象が明確に規定されている。

○　他方、民間教育保育等事業者の範囲は、次のアからカまでに掲げるものについて、政令・内閣府令やガイドラインにおいて、その定義を明確化する必要がある。

ア　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第２条第５項第１号）
イ　高等課程類似教育事業（法第２条第５項第２号）
ウ　民間教育事業（法第２条第５項第３号）
エ　放課後児童健全育成事業に類する事業（法第２条第５項第９号）
オ　認可外保育事業（法第２条第５項第17号）に該当するベビーシッターマッチングサイト
カ　障害児に対する指定障害福祉サービス（法第２条第５項第18号）

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（１）

ア　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第２条第５項第１号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第１号においては、専修学校（一般課程）・各種学校のうち、児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業を認定対象としている。

○　学校教育法第１条に規定する学校であって、児童等を専ら対象としているものは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校であることを踏まえると、「児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育」の解釈としては、これらの学校の課程に類似する教育とすることが考えられる。

対応案

○　本号の対象事業は、専修学校（一般課程）・各種学校のうち、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程（例：外国人学校の高等学校相当学年まで等）の教育を行う事業と整理した上で、以下のとおり、ガイドラインにおいて示してはどうか。

＜ガイドライン記載イメージ＞

○　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業の範囲は、次の（１）から（４）までに掲げるとおりとする。

（１）次の①から③までに掲げる教育施設の指定を受けた専修学校が提供する当該指定に係る一般課程の教育を行う事業

①　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第１号に規定する学校又は同条第２号に規定する准看護師養成所

②　調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項第１号に規定する調理師養成施設

③　製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第５条第１号に規定する製菓衛生師養成施設

（２）（１）の①から③までに掲げる教育施設の指定を受けた各種学校が提供する当該指定に係る教育を行う事業

（３）各種学校としての認可を受けたいわゆる外国人学校が設置する課程であって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校相当学年の児童等を対象として、これらの学校に類する教育を行うもの

（４）その他専修学校（一般課程）・各種学校として認可を受けた者が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業

○　なお、専修学校（一般課程）・各種学校として認可を受けていない者が行う同種の事業や、各種学校等が行う児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育以外の事業（例：自動車免許教習所）は、法第２条第５項第３号の民間教育事業として認定申請を受け付けることとする。

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（２）

イ　高等課程類似教育事業（法第２条第５項第２号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第２号においては、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業（高等課程類似事業）であって、内閣府令で定めるものを認定対象としている。

○　各府省庁の確認を経て、該当する事業を網羅的に対象とする必要がある。

対応案

各府省庁への照会結果を踏まえ、法第２条第５項第２号に定める高等課程類似事業（※）については、次の①から③までに掲げる課程の教育を行う事業を、内閣府令で定めてはどうか。

① 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科）
② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき都道府県が設置する職業能力開発校が実施する普通課程（中学校卒業者等を対象とする訓練）
③ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科学校における教育課程

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（３）

ウ　民間教育事業（法第２条第５項第３号）

前提・考え方（全体）

○　法の対象事業は、基本的には学校教育法、児童福祉法等の法律上定義のある事業を列挙しているが、法第２条第５項第３号においては、法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）についても、一定の要件を満たすものを民間教育事業として認定対象とすることができる規定となっている。

○　具体的には、法の対象事業の基準としての支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の要件を満たすものを民間教育事業と定義している。

要件①　児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること（法第２条第５項第３号柱書）
要件②　当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること（同号イ）
要件③　児童等に対して対面による指導を行うものであること（同号ロ）
要件④　当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること（同号ハ）
要件⑤　当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること（同号ニ）

○　次ページ以降で、それぞれの要件について整理する。

１）制度対象

前提・考え方（要件①：児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること）

○　要件①は、本法が児童等に教育、保育等を提供する場における児童対象性暴力等の防止等を目的としていることを踏まえ、事業の対象や事業内容を限定するために設けられた要件である。具体的には、（１）「児童等に対して」の考え方、（２）「技芸又は知識」の範囲を示す必要がある。

○　（１）については、法の対象が児童等であることを踏まえれば、少なくとも、児童等に対して事業を行うことを目的としていることや、（大人のみではなく）実際に児童等に対して行われる事業であることが求められると考えられる。

○　（２）については、同じく認定対象とされている学校教育法に基づき認可を受けて運営される各種学校においても、教育内容について特段の範囲・制限が設けられているものではないことを踏まえる必要がある。

対応案（要件①：児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること）

要件①の具体的内容は、以下のとおり、ガイドラインにおいて示してはどうか。

○　「児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業」とは、次の要件を満たす事業とする。
ア：児童等に対して技芸又は知識の教授（内容は問わない）を行うことを目的としていること
イ：実際に児童等に対して技芸又は知識の教授を行っている（又は行う予定である）こと

○　アについては、少なくとも児童等に対して行うことを目的としていることが明示されている必要がある（大人及び児童等の両方を対象とした事業は認定対象として認めるが、大人のみに対して行うことを目的とした事業に児童等が例外的に参加している事業については、認定対象としない）。
また、「児童等に対する技芸又は知識の教授」が、事業の「主たる」目的であることまでは求めず、事業の中で「児童等に対する技芸又は知識の教授」を行っている場合（例：こども食堂における学習支援、芸能事務所におけるダンス指導等）には、認定対象として認めるものとする。

○　イについては、実態として児童等がおらず、受入れ予定もない事業については、認定対象としない。

１）制度対象

前提・考え方（要件②：当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること）

○　要件②は、本法が、一定の支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている下での、継続性の観点から設けられた要件である。

○　当該事業が６か月以上にわたって提供されている状況をどのように定義するか、また児童等の参加頻度をどのように捉えるかについて、明確化する必要がある。

対応案（要件②：当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること）

要件②の具体的内容については、以下のとおり、ガイドラインにおいて示してはどうか。

○　「標準的な修業期間が６月以上である」とは、次の要件を全て満たすものをいうものとする。
- ６か月以上の期間にわたって事業を実施していること
- 当該期間に複数回、児童等に対して技芸又は知識の教授を行っていること（間隔は問わない）
- 当該期間に行われる技芸又は知識の教授の機会に、同一の児童等が複数回参加することが可能であること

＜対象となる例＞
- 月１回、週２回など定期的に事業を実施し、同一の児童等が継続的に技芸又は知識の教授を受けることを想定している場合
- １～２か月に１回、体験学習プログラムを開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- 夏休みに１泊２日のキャンプを行い、冬休みにスキー合宿を実施する等、一連のプログラムとして年内に複数回事業を実施し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- 小学校４年生から６年生までの３年間のプログラムで、毎年１回、１泊２日のキャンプを定期的に開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合

＜対象とならない例＞
- ７月に１回２時間、12月に１回２時間のみ、それぞれ独立した別の学習プログラムを実施している場合

１）制度対象

前提・考え方（要件④：事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること）

○　要件④は、本法が、一定の支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている下での、支配性及び閉鎖性の観点から設けられた要件である。

○　この観点からは、事業者が主体的に場所や区画を選択した場合には、性暴力等が露見しづらい環境（支配性又は閉鎖性が生じやすい環境）を生み出しやすいと考えられる。

○　一方で、児童等の自宅については、仮に事業者が指定をした場合であっても、保護者等による一定の関与・介入が可能であり、事業者が必ずしも性暴力等を行いやすい環境を生み出せるとは言いがたいと考えられる。

対応案（要件④　：事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること）

要件④の具体的内容については、以下のとおり、ガイドラインにおいて示してはどうか。

○　「当該事業を営む者が、当該事業を行うために用意する場所」とは、保護者等ではなく、事業者が指定した場所（児童等の自宅を除く。）とする。

＜対象となる例＞
事業者のオフィス、従事者の自宅、カフェ、公民館等の個室、公園、山・海等

＜対象とならない例＞
児童等の自宅、保護者が指定した場所・区画

※家庭教師事業については、児童等の自宅以外の場所（教室やシェアオフィス等）でも教える場合があれば、認定対象とする。

１）制度対象

前提・考え方（要件⑤：技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること）

○　要件⑤は、法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と類似の環境であり、かつ、この法律に基づく措置を講ずるに当たり最低限の組織体制を求める観点から設けられた要件である。

○　民間教育事業と同じく認定対象とされている各種学校については、各種学校規程において、「各種学校の教員組織の充実を図り、各種学校における教育内容の一定水準を保障するため、組織的、継続的な教育活動を行う上で最低限度必要な教員数」との解釈の下、校長及び３人以上の教員を置かなければならないこととされている。
※　なお、運用上、校長と教員は兼ねることができるとされている。

対応案（要件⑤：技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること）

○　要件⑤の人数については、３人以上として、政令で定めてはどうか。

○　また、当該人数には、派遣労働者、ボランティア等、雇用の有無・形態を問わず、実体として技芸又は知識の教授に従事している者を含むことを、ガイドラインにおいて明確化してはどうか。

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（４）

エ　放課後児童健全育成事業に類する事業（法第２条第５項第９号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第９号においては、放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第29条に規定する小学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるものを認定対象としている。

○　放課後児童健全育成事業に類する事業としては、①学校の始業前や就業後に、②学校、公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業が存在する。これらは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第５条第２項に規定する地域学校協働活動のうち、放課後子供教室、地域未来塾等として行われている。

○　放課後子供教室、地域未来塾等は、小学校、公民館、児童館等の公共施設以外にも、民間施設等の地域学校協働活動を実施する施設で行われている。

対応案

○　法第２条第５項第９号に定める「これに類する事業」は、社会教育法第５条第２項に規定する地域学校協働活動のうち、①学校の始業前や終業後に、②学校や公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業（例：放課後子供教室、地域未来塾等）を実施するものとして、ガイドラインにおいて示してはどうか。

○　その上で、法第２条第５項第９号における「内閣府令で定める施設」は、地域学校協働活動が実施されうる施設を広く想定し、

① 学校施設
② 社会教育施設
③ 児童厚生施設
④ ①から③までに掲げる施設のほか、地方公共団体が設置する公共施設（例：文化ホール、コミュニティセンター、公園、廃校施設等）
⑤ その他地域学校協働活動を実施する施設として、①～④に類するもの（例：私立大学施設、寺院、民家等）

として内閣府令で定めてはどうか。

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（５）

オ　認可外保育事業（法第２条第５項第17号）に該当するベビーシッターマッチングサイト等

前提・考え方

○　法は、個人（一人）で行う事業（例：認可外のベビーシッター（居宅訪問型保育事業者））については、個人情報保護法の趣旨も踏まえ、対象事業としないことを前提としている。

○　このため、法第２条第５項第17号においては、認可外保育事業（児童福祉法上届出対象となる認可外保育を行う事業）が対象とされているが、個人のベビーシッターは本号の対象とならない。

○　一方、ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を結び、自らが保育の提供事業者となる場合には、児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象とする旨の関連指針の改正が予定されている。

○　法案審議の際の国会の質疑においても、個人のベビーシッターによる性暴力事案が過去に発生している中で、個人のベビーシッターがベビーシッターマッチングサイトを利用する場合があることに着目し、一定のベビーシッターマッチングサイトの事業者について、児童福祉法上の認可外保育事業者として届出対象とし、本法の認定対象とする方策を検討することとされていた。
※　個人の家庭教師についても同様の質疑あり。

対応案

○　個人のベビーシッターとの間で委託契約を結び、児童福祉法上の認可外保育施設として届出を行ったベビーシッターマッチングサイトの運営者については、「認可外保育事業」として認定の対象とすることを、ガイドラインにおいて示してはどうか。

○　同様に、家庭教師の派遣事業を行う事業者が、個人の家庭教師との間で委託契約を結び、法第２条第５項第３号の「民間教育事業」の要件を満たす場合には、認定の対象とすることを、ガイドラインにおいて示してはどうか。

１）制度対象

論点①　対象事業の範囲（６）

カ　障害児に対する指定障害福祉サービス（法第２条第５項第18号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第18号においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業のうち、障害児に対して居宅介護、同行支援、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものを「指定障害福祉サービス事業」として認定対象としている。

○　しかし、居宅介護、同行支援、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援は、障害児のみならず障害者にも提供されるものであるため、障害児に対してこれらのサービスを行う事業を特定する必要がある。

対応案

○　障害者総合支援法に規定する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援について、障害児に対して行われる事業であると制度上特定されたものについては、認定の対象となる旨をガイドラインにおいて示してはどうか。

論点② 対象業務の範囲

１）制度対象

対象業務（教員等）について

○　法第２条第４項各号においては、教員等（学校設置者等において法の対象となる業務を行う者）について、次のとおり定めている。

教員等【義務】

【教育関係】
①　学校
・　校長、園長、副校長、副園長及び教頭
・　主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教
・　上記以外の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
②　専修学校（高等課程）
・　校長、教員、教員の業務に類する業務を行う職員

【認定こども園関係】
①　幼保連携型認定こども園
・　園長、副園長及び教頭
・　主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭
・　上記以外の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
②　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
・　施設の長・従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの

【児童福祉関係】
①　児童相談所
・　所長・従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの
②　指定障害児入所施設等
・　指定障害児入所施設等の長・従業者のうちのうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの
③　乳児院
・　乳児院の長・従業者のうち乳児の養育に関する業務を行うもの
④　母子生活支援施設
・　母子生活支援施設の長・従業者のうちのうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

教員等【義務】

【児童福祉関係（続き）】

⑤　保育所
- 保育所の長・従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

⑥　児童館
- 児童館の長・従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

⑦　児童養護施設
- 児童養護施設の長・従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

⑧　障害児入所施設
- 障害児入所施設の長・従業者のうち障害児に対する支援に関する業務を行うもの

⑨　児童心理治療施設
- 児童心理治療施設の長・従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

⑩　児童自立支援施設
- 児童自立支援施設の長・従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの

⑪　指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者・従事者であって
- 児童発達支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与・治療に関する業務を行う者
- 放課後等デイサービスに従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
- 居宅訪問型児童発達支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
- 保育所等訪問支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者

⑫　乳児等通園支援事業
- 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者・従事者のうち乳児又は幼児の遊び・生活の支援に関する業務を行うもの

⑬　家庭的保育事業等
- 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者・従事者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

１）制度対象

こども家庭庁

対象業務（教育保育等従事者）について

○　法第２条第６項各号においては、教育保育等従事者（民間教育保育等事業者において法の対象となる業務を行う者）について、次のとおり定めている。

教育保育等従事者【認定】

【教育関係】

①　専修学校（一般課程）・各種学校
- 校長及び当該教育を行う教員

②　高等課程類似教育事業の教育を行う教育施設
- 教育施設の長・当該教育を行う教員

③　民間教育事業
- 事業所の管理者・従事者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの

【児童福祉関係】

①　児童発達支援事業
- 事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与・治療に関する業務を行うもの

②　放課後等デイサービス事業
- 事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

③　居宅訪問型児童発達支援事業
- 事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

④　保育所等訪問支援事業
- 事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

⑤　児童自立生活援助事業
- 事業所の管理者・従事者のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第１項第１号に掲げる者（義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等であるもの。ただし、児童に限る。）に対する児童自立生活援助を行うもの

⑥　放課後児童健全育成事業等
- 事業所の管理者・従事者のうち児童の遊び・生活の支援に関する業務を行うもの

⑦　子育て短期支援事業
- 事業所の管理者・従事者のうち児童に対する支援に関する業務を行うもの

教育保育等従事者【認定】

【児童福祉関係（続き）】

⑧　一時預かり事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童福祉法第６条の３第７項各号に掲げる者（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児等）の保護に関する業務を行うもの

⑨　小規模住居型児童養育事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の養育に関する業務を行うもの

⑩　病児保育事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

⑪　意見表明等支援事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの

⑫　妊産婦等生活援助事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの

⑬　児童育成支援拠点事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの

⑭　認可外保育事業

・　施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

【障害児関係】

①　指定障害福祉サービス事業

・　事業所の管理者・従事者であって居宅介護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって同行援護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって行動援護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって短期入所に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって重度障害者等包括支援に従事する者のうち障害児に対する障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

１）制度対象

論点② 対象業務の範囲

○　法の対象業務に関しては、次のアからエまでに掲げるものについて、内閣府令やガイドラインにおいて、その定義や考え方を明確化する必要がある。

ア　「教員等」の範囲（法第２条第４項）
イ　「教育保育等従事者」の範囲（法第２条第６項）
ウ　同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理
エ　従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

１）制度対象

論点②　対象業務の範囲（１）

ア　「教員等」の範囲（法第２条第４項）

前提・考え方

○　法第２条第４項においては、学校設置者等において教育、保育等の業務を行う従事者（犯罪事実確認等の措置の対象となる従事者）として「教員等」という定義を置いており、学校設置者等の類型（例：学校、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設）ごとに、その対象となる従事者を定めている。

○　「教員等」の範囲については、内閣府令及びガイドラインにおいて、具体的な職種を含め、明確化する必要がある。

○　特に、学校設置者等ごとに、児童等に日常的に接する者と接しない者が異なる職種（例：学校の事務職員、送迎バスの運転手）については、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性を満たすものであれば、対象にすることが適当と考えられる。

１）制度対象

対応案

（１）内閣府令で定めることとされている職種

ア　法第２条第４項第１号ハ及び同項第２号に定める学校及び高等専修学校の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」

　法第２条第４項第１号ハ及び同項第２号に定める学校及び高等専修学校の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」については、文部科学省への照会結果を踏まえ、次の（ア）から（ウ）までに掲げる職種を内閣府令に定めることとしてはどうか。

（ア）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等に規定されている教職員の業務に類する業務を行う職（例：スクールカウンセラー）
（イ）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。）第21条に規定する「教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者」のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童生徒に接するもの
（ウ）高等専門学校又は高等専修学校において（ア）及び（イ）に類する業務に従事する者

イ　法第２条第４項第３号ハに定める幼保連携型認定こども園の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」

　法第２条第４項第３号ハに定める幼保連携型認定こども園の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）に関し、職員のうち児童と日常的に接する業務に従事する者を「児童対象業務従事者（仮称）」と規定する旨の改正を行った上で、この「児童対象業務従事者（仮称）」を内閣府令に定めることとしてはどうか。

※　同様に、法第２条第４項第４号から第17号までに定める、児童福祉施設、児童福祉事業等についても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）をはじめ、関係施設・事業の設備、運営等に係る基準を定めた府省令において、職員のうち児童と日常的に接する業務に従事する者を「児童対象業務従事者（仮称）」と規定する旨改正。

1）制度対象

こどもまんなか
こども家庭庁

対応案（続き）

（2）具体的な対象業務の明確化

○　「教員等」の対象範囲を明確化するため、学校設置者等の各施設・事業に従事する職種を「①　職種全体が対象になる」「②　職種の一部が対象になり得る」「③　対象にならない」職種にそれぞれ分類し、ガイドラインにおいて示してはどうか。具体的には、各府省庁への照会結果を踏まえ、P.25～P.28のとおりとしてはどうか。

○　また、「②職の一部が対象になり得る」の類型については、対象となる例等について、次のとおり、具体的にガイドラインにおいて示してはどうか。

<ガイドライン記載イメージ>
※　保育所における児童対象業務従事者の考え方。あくまでイメージであり、今後精査。
（対象になるもの）
- 保育所の長
- 保育士

（上記以外に対象になる者の例）
- 調理員であって、食育指導等を通して児童と接する機会が想定される者
- 事務職員、用務員等であって、業務を通して児童と接する機会が想定される者
- 送迎バス等の運転者や、引率者等、保育所の指示の下で児童の送迎を担当する者

（3）各事業者における対象者の特定

○　学校設置者等においては、特に「②　職種の一部が対象になりうる」職種について、（2）の例示を踏まえつつ、いずれの職種の者が「教員等」に該当するかについて、各学校設置者等の実態に応じて、判断・特定することとしてはどうか。

○　また、当該職種に就く（予定の）従事者自らが、犯罪事実確認等の対象となるか否かについて事前に把握することができるよう、学校設置者等は、新規採用者に対しては募集段階で、現職者に対しては施行日までに、書面等によって、対象職種となり得る旨を従事者本人に通知することとしてはどうか。

対象業務の範囲（教員等）

【学校教育法関係】※法令に定めのない職種に下線

施設	①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、預かり保育担当職員、教育(保育)補助員	ー	ー
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	ー
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	ー
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	ー
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員	ー
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員	ー
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員 ＋　寄宿舎指導員	外部専門家（専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）	ー
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	スクールソーシャルワーカー、研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター	ー
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師	ー

・学校共通

施設	①職全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）	ー

対象業務の範囲（教員等）

【児童福祉法関係】※法令に定めのない職種に下線

施設	①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
児童相談所	所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、２４時間・３６５日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士	次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、その他職員	―
指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関の長　＋ 医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種	―	―
乳児院	乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、心理療法担当職員、保育士、児童指導員	小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、調理員、事務員	―
母子生活支援施設	施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士	嘱託医、調理員、事務員	―
保育所	保育所の長、保育士	嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、その他職員	―
児童館	児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者	―	―
児童養護施設	施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員	嘱託医、調理員、事務員	―
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員等	嘱託医、調理員	―
医療型障害児入所施設	施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員等	―	―
児童心理治療施設	施設の長、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士	調理員、事務員	―

対象業務の範囲（教員等）

【児童福祉法関係（続き）】　※法令に定めのない職種に下線

施設		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
児童自立支援施設		施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員	精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、調理員、事務員	ー
乳児等通園支援事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)	その他職員	ー
家庭的保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、その他職員	ー
小規模保育事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、その他職員	ー
居宅訪問型保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者	ー	ー
事業所内保育事業		事業所の管理者、保育士、保健師、看護師又は准看護師、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	嘱託医、調理員、その他職員	ー
指定障害児通所支援	児童発達支援	事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、保育士、栄養士、指導員等	嘱託医、調理員	ー
	放課後等デイサービス	事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、指導員等	嘱託医	ー
	居宅訪問型児童発達支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	ー	ー
	保育所等訪問支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	ー	ー

対象業務の範囲（教員等）

【認定こども園関係】

施設		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
認定こども園	幼保連携型	園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭	嘱託医、調理員、その他職員	ー
	保育所型	保育所で対象となっている職種　＋　幼稚園教諭	嘱託医、調理員、その他職員	ー
	幼稚園型	幼稚園で対象となっている職種　＋ 保育士	学校医、その他職員	ー
	地方裁量型	施設の長、幼稚園教諭、保育士	その他職員	ー

1）制度対象

論点② 対象業務の範囲（２）

イ 「教育保育等従事者」の範囲（法第２条第６項）

前提・考え方

○ 法第２条第６項においては、民間教育保育等事業者において教育、保育等の業務を行う従事者（犯罪事実確認等の措置の対象となる従事者）として「教育保育等従事者」という定義を置いており、民間教育保育等事業者の類型（例：専修学校（一般課程）・各種学校、民間教育事業、放課後児童健全育成事業等、認可外保育事業）ごとに、その対象となる従事者を定めている。

○ 「教員等」と同様、「教育保育等従事者」の範囲については、ガイドラインにおいて、具体的な職種を含め、明確化する必要がある。

○ ただし、民間教育保育等事業者のうち、特に民間教育事業については、その対象事業が法令上必ずしも規定されておらず、また当該事業の職種についても、職名や業務内容が事業者によって様々である事業を多く含むことから、対象範囲を職名などによって国で一律に特定することは、「教員等」よりも難しい。しかし、同一の事業形態の事業者間で対象職種の範囲に極力差が生じないようする必要がある。

対応案

（１）具体的な対象業務の明確化

○ 「教員等」と同様、「教育保育等従事者」の対象範囲を明確化するため、民間教育保育等事業者の各施設・事業に従事する職種を「① 職種全体が対象になる」「② 職種の一部が対象になり得る」「③ 対象にならない」職種にそれぞれ分類し、ガイドラインにおいて示してはどうか。具体的には、各府省庁への照会結果を踏まえ、P.30・31のとおりとしてはどうか。

○ また、「②職の一部が対象になり得る」の類型については、対象となる例、ならない例について、具体的にガイドラインで示してはどうか。（示し方の一例はP.24のとおり。）

（２）各事業者における対象者の特定

○ 「教員等」と同様、認定事業者等においては、特に「② 職種の一部が対象になり得る」職種について、（１）の例示を踏まえつつ、いずれの職種の者が「教育保育等従事者」に該当するかについて、各認定事業者等の実態に応じて、判断・特定することとしてはどうか。

○ また、認定事業者等は、新規採用者に対しては募集段階で、現職者に対しては施行日までに、書面等によって、当該職種となり得る旨を従事者本人に通知することとしてはどうか。

対象業務の範囲（教育保育等従事者）

【法に定めのある事業】

事業		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になる	③対象にならない
専修学校一般課程		校長、教員、助手	事務職員、医師	ー
各種学校		校長、教員	事務職員	ー
高校類似教育事業	海技教育機構海技士教育科海技課程の本科	校長、副校長、教諭、講師、助教諭、大型練習船乗組員、スクールカウンセラー	庶務課職員、補佐員（事務、技能、労務、宿日直）	調理員（外部委託）
	職業能力開発校（中学校卒業者等を対象とする訓練）	校長、職業訓練指導員	ー	ー
	陸上自衛隊高等工科学校	校長、副校長、教育部（教職員）、生徒隊（教官、助教学校）、その他（部活動コーチ等）※上記職員が兼務	ー	ー
児童自立生活援助事業		管理者、指導員（児童指導員・保育士等）、補助員	ー	ー
放課後児童健全育成事業		放課後児童支援員、補助員	ー	育成支援の周辺業務を行う職員
放課後児童クラブ類似事業（放課後子供教室・地域未来塾等）		学習支援員、協働活動サポーター等 ※名称は自治体等により異なる	ー	ー
子育て短期支援事業		管理者、事業に従事する者	ー	ー
一時預かり事業		保育士等の保育従事者	その他職員	ー
小規模住居型児童養育事業		養育者（管理者）、補助者	ー	ー
病児保育事業		看護師等、保育士	その他職員	ー
意見表明等支援事業		意見表明等支援員	ー	ー
妊産婦等生活援助事業		支援コーディネーター（管理者）、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員	ー	ー
児童育成支援拠点事業		管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員	ー	ー
認可外保育事業		保育士、上記以外の保育従事者（子育て支援研修等受講者）等	看護師（准看護師含む）、その他職員	ー
居宅介護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
同行援護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
行動援護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
短期入所		管理者、従業者	ー	ー
重度障害者等包括支援		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー

対象業務の範囲（教育保育等従事者）

【民間教育事業】

事業		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になる	③対象にならない
学習関係	学習塾	教育支援センター職員、指導員、講師	受付業務員、清掃員、警備員　等	―
	そろばん教室			
	外国語会話教室			
	教育支援センター			
運動関係	フィットネスクラブ	講師	受付業務員、清掃員、警備員　等	―
	スポーツ・健康教授業			
文化・芸術関係	楽部楽生	―	楽長、楽長補、楽師、楽部技術指導員、職員	―
	音楽教授業			
	書道教授業			
	生花・茶道教授業			
社会教育関係	青少年を対象とした自然体験活動事業	指導者、育成者、職員	―	―
	公民館	―	公民館主事、図書館の司書 等	―
	図書館			
その他	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業	集団活動事業従事者、講師	受付業務員、清掃員、警備員　等	―
	民間学童保育			
	その他民間教育			

1）制度対象

論点② 対象業務の範囲（３）

ウ　同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理

前提・考え方

○　学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して特定の認定対象事業を一体的に行っている場合（例：認可保育所（義務対象）において行われる一時預かり事業（認定対象））、その従事者は両方の事業に従事しうることから、「教員等」又は「教育保育等従事者」のどちらに当たるかを明確化する必要がある。

○　仮に「教員等」の範囲を限定的に解釈し、付随的に行う事業の従事者について「教員等」に含まれないと整理した場合、当該学校設置者等が犯罪事実確認を実施するためには、別途付随事業を行う民間教育保育等事業者として認定を受ける必要がある。

対応案

○　学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して特定の認定対象事業を一体的に行っている場合、当該認定対象事業に従事する従事者についても「教員等」として整理し、ガイドラインで示すこととしてはどうか。具体的には、各省庁への照会結果を踏まえ、対象となる義務対象施設・事業ごとに「教員等」と整理する「教育保育等従事者」の範囲を、P.33～36のとおりとしてはどうか。

○　他方、例えば認可保育所Ａにおいて事業者Ｂが一時預かり事業を行う場合には、運営主体が異なるため、当該一時預かり事業の従事者を認可保育所Ａの「教員等」として整理することはできず、当該従事者に対して犯罪事実確認を行う場合は、事業者Ｂが別途認定を受けることが必要となることとしてはどうか。

（参考例）認可保育所で行われる一時預かり事業等の従事者の考え方

事業の例	整理の方針	考え方
認可保育所で、その運営主体により行われる延長保育、一時預かり及び病児保育の事業に従事する者	認可保育所の「教員等」とする	認可保育所の行う延長保育、一時預かり及び病児保育事業は、「保育所保育指針」に基づく保育所の本来業務として整理し、これらの事業の従事者については、犯罪事実確認等の対象とする。
認可保育所で、その運営主体以外の事業者により行われる延長保育、一時預かり及び病児保育の事業に従事する者	一時預かり等の「教育保育等従事者」とする	一時預かり等は、認可保育所の運営とは直接関係のない事業となるため、犯罪事実確認を行う場合は、その実施事業者が別途認定を受けることが必要となる。

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

こども家庭庁

【学校教育法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
学校（幼稚園）	学校の教職員のうち（教諭、講師等のほか）教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼稚園の設置者が幼稚園において行う一時預かり事業、預かり保育に従事する者
専修学校高等課程	専修学校高等課程の（教員のほか）教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	該当なし ※専修学校一般課程を併設している場合であっても、一般課程は高等課程に付随して実施されるものではないため、一般課程のみに従事する者は、「教員等」には含まない

【認定こども園法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の教職員のうち（保育教諭等のほか）教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
幼保連携型以外の認定こども園	認定こども園の従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの	・幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者

【児童福祉法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
児童相談所	児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの	・児童相談所の設置者が児童相談所において行う意見表明等支援事業に従事する者
指定障害児入所施設等	指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの	・指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において行う指定外の障害児通所支援事業に従事する者 （例：指定障害児入所施設等で実施される指定外の児童発達支援、放課後等デイサービス） ・指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において（又は指定障害児入所施設等を利用する場面において）行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：指定障害児入所施設等への来所をサポートする目的で実施される同行援護、行動援護や、指定障害児入所施設等で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

こども家庭庁

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児院	乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児（※）の養育に関する業務を行うもの ※児童福祉法第三十七条における乳児は、「乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)」と定義。	・乳児院の設置者が乳児院において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
母子生活支援施設	母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの	・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う妊産婦等生活援助事業に従事する者
保育所	保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの	・保育所の設置者が保育所において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
児童館	児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの	・児童館の設置者が児童館において行う放課後児童健全育成事業に従事する者 ・児童館の設置者が児童館において行う児童育成支援拠点事業に従事する者
児童養護施設	児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの	・児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童養護施設の設置者が児童養護施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
障害児入所施設	障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援（※）に関する業務を行うもの ※児童福祉法第四十二条各号に定める支援は、以下のとおり。 ・福祉型障害児入所施設：保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援 ・医療型障害児入所施設：保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療	・障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において行う指定外の障害児通所支援事業に従事する者 （例：指定障害児入所施設等で実施される指定外の児童発達支援、放課後等デイサービス） ・障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において（又は障害児入所施設を利用する場面において）行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：障害児入所施設への来所をサポートする目的で実施される同行援護、行動援護や、障害児入所施設）」で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

こども家庭庁

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
児童心理治療施設	児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの	・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
児童自立支援施設	児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの	※非行少年等の自立支援を行う施設であり、一般的に認定対象事業を付随的に実施することは想定されない。
指定障害児通所支援事業	指定障害児通所支援事業に従事する者であって次のイから二までに掲げるもののうち当該イから二までに定めるもの イ　児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援(次項第四号において「児童発達支援」という。)に従事する者　障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与（※）又は同項に規定する治療に関する業務を行う者 ※日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援 ロ　児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス(次項第五号において「放課後等デイサービス」という。)に従事する者　障害児に対する同条第三項の便宜の供与（※）に関する業務を行う者 ※生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜 ハ　児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援(次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。)に従事する者　障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与（※）に関する業務を行う者 ※日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援 二　児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援(次項第七号において「保育所等訪問支援」という。)に従事する者　障害児に対する同条第五項の便宜の供与（※）に関する業務を行う者 ※訪問先の施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜	・指定障害児通所支援事業の実施者が指定障害児通所支援事業を行う事業所において行う指定外の障害児通所支援事業に従事する者 （例：指定を受けた児童発達支援事業所で行われる指定外の放課後等デイサービスなど） ※指定を受けた児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者が行う指定外の居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援にのみ従事する者は、実施場所を異にするものであり、付随的に行われるものとは言えず、「教員等」には含まない。 ・指定障害児通所支援事業の実施者が指定障害児通所支援事業を行う事業所において（又は障害児入所施設を利用する場面において）行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：児童発達支援事業所への来所をサポートする目的で実施される同行援護、行動援護） ※指定を受けた児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者が行う短期入所のみに従事する者は、通所事業ではなく入所による支援を行うものであり、また、居宅介護のみに従事する者は、実施場所を異にするものであり、それぞれ付随的に行われるものとは言えず、「教員等」には含まない。

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの	該当なし ※誰でも通園自体が、他の対象事業に付随して実施されることが多い性格のものであることから、誰でも通園に付随する認定対象事業はないと整理する。 （例えば、誰でも通園として認可を受けていれば、純粋に認可外保育事業にのみ従事する者の犯歴確認も可能（＝認定を受けなくてよい）というのは、主従が逆転しており、不適当。）
家庭的保育事業等	家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの	・家庭的保育事業等の実施者が家庭的保育事業等を行う事業所（又は居宅訪問型保育事業としての訪問先の居宅）において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者 （例：小規模保育事業を行う事業所で提供する延長保育、居宅訪問型保育事業の訪問先の居宅で行う病児保育等）

１）制度対象

論点②　対象業務の範囲（４）

エ　従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

前提・考え方

○　「教員等」及び「教育保育等従事者」の対象として、１日や数日単位での雇用契約で従事する者、数日のみ活動に参画するボランティアスタッフ等が含まれるかについて明確化することが必要である。

○　法律上、従事期間によって、対象職種の限定はかかっていない。

対応案

○　対象業務に従事する者である限り、従事期間による例外は設けないこととしてはどうか。

○　ただし、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない職種（例：１日だけ講演に来るゲストスピーカー等）については、ガイドラインにおいて「対象とならない例」として明示する。

論点③ 対象条例の範囲

１）制度対象

対象となる罪について

○　法第２条第７項においては、特定性犯罪（犯罪事実確認の対象となる罪）を、次のとおり定めている。

○　刑法
- 不同意わいせつ（176条）
- 不同意性交等（177条）
- 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）
- 不同意わいせつ等致死傷（181条）
- 16歳未満の者に対する面会要求等（182条）
- 強盗・不同意性交等及び同致死（241条１項・３項）

○　盗犯等の防止及処分に関する法律
- 常習特殊強盗致傷（４条）

○　児童福祉法
- 淫行をさせる罪（60条１項）

○　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 児童買春（４条）
- 児童買春周旋（５条）
- 児童買春勧誘（６条）
- 児童ポルノ所持、提供等（７条）
- 児童買春等目的人身売買等（８条）

○　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
- 性的姿態等撮影（２条）
- 性的影像記録提供等（３条）
- 性的影像記録保管（４条）
- 性的姿態等影像送信（５条）
- 性的姿態等影像記録（６条）

○　都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
- みだりに人の身体の一部に接触する行為
- 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- みだりに卑わいな言動をする行為
- 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

※一部これらの未遂罪を含む。

論点③ 対象条例の範囲

○　法の対象とする罪に関しては、刑法等の法律に定める罪の範囲は対象が明確に規定されているが、都道府県の条例で定める罪については、その対象を政令で定める必要がある。

1）制度対象

論点③　対象条例の範囲

法第２条第７項に規定する特定性犯罪に含まれる、都道府県の条例で定める罪について、その対象を政令で定める必要がある。

前提・考え方

○　法第２条第７項においては、犯罪事実確認の対象となる「特定性犯罪」には、刑法（明治40年法律第45号）等の法律で定められるものだけでなく、都道府県の条例で定める罪であって、次の①から④までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの（法第２条第７項第６号）が含まれることとされている。

①　みだりに人の身体の一部に接触する行為
②　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
③　みだりに卑わいな言動をする行為（①又は②に掲げるものを除く。）
④　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

○　都道府県条例のうち、①～④の行為を罰する罪を定めたものは、
・　迷惑防止条例（痴漢、盗撮、のぞき見、卑わいな言動等（①～③に掲げる行為）に関する罰則を規定）
・　青少年健全育成条例（淫行及びわいせつ行為等（④に掲げる行為）に関する罰則を規定）
であると考えられる。

対応案

○　法第２条第７項第６号の都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものは、
・　各都道府県の迷惑防止条例における①～③に関する行為を罰する罪
（例：北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）第11条に規定する罪）
・　各都道府県の青少年健全育成条例における④に関する行為を罰する罪
（例：北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第57条、第58条、第59条第３項及び第61条に規定する罪）
としてはどうか。

○　該当する条例及び罪については、施行日が近づいた段階で、こども家庭庁及び警察庁において、都道府県の各担当部局及び都道府県警察に調査を行うこととしてはどうか。また、該当する条例の改廃については、都道府県の各担当部局及び都道府県警察に定期的に報告を求めることとしてはどうか。